

# 長期優良住宅認定の手続きの手数料について R4.10.1改定

新潟市 建築部 建築行政課

## ● 認定申請手数料(法第5条)【表1】□

新規	新築	増改築・建築行為なし
	品確法第6条の2に基づく「確認書等」を添付	
戸建住宅	13,100円	18,800円
共同住宅※	2～5戸	33,100円
	6～10戸	53,600円
	11～25戸	88,500円
	26～50戸	141,000円
	51～100戸	214,500円
	101～200戸	363,500円
	201～300戸	460,000円
301戸以上	522,000円	

## ● 変更認定申請手数料(法第8条)【表2】□

変更	新築	増改築・建築行為なし
	品確法第6条の2に基づく「確認書等」を添付	
戸建住宅	R4.2.20以降に認定されたもの	9,700円
	R4.2.19以前に認定されたもの	9,200円
共同住宅※	2～5戸	16,900円
	6～10戸	27,200円
	11～25戸	44,600円
	26～50戸	70,800円
	51～100戸	107,600円
	101～200戸	182,100円
	201～300戸	230,300円
301戸以上	261,300円	

## ● その他の手数料(法第9条、10条、18条)

譲受人の決定	2,400円
地位の承継	2,400円
容積率の許可	160,000円

※ 共同住宅の認定は、住棟単位認定の場合は1申請あたりの金額となります。  
住戸単位認定の場合は1戸につき、総戸数に応じ【表1】または【表2】に定める額を同時に申請する戸数で除した金額(100円未満切り捨て)となります。

注) 戸建住宅には併用住宅を含みます。

注) 建築確認を併願する場合は、確認申請手数料が加算されます。